

7. 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）

特別支援学校教諭一種免許状を得るためには、卒業に必要な単位数を修得するほか、基礎となる免許状（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）を取得することに加え、次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

基礎資格	卒業に必要な最低単位数 124 単位以上 (うち、日本国憲法2単位、健康スポーツ科学、フィットネス・スポーツ、ウェルネス・スポーツの中から2単位を含む)			
特別支援教育に関する科目	法令要件	26 単位以上	本学要件	26 単位以上

●特別支援学校教諭一種免許状（必修科目）

免許法施行規則に定める科目等		本学授業科目【単位数】
特別支援教育の基礎理論に関する科目		●特別支援教育総論 【2単位】
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	●知的障害者の心理・生理・病理 【2単位】 ●肢体不自由者の心理・生理・病理 【2単位】 ●病弱者の心理・生理・病理 【2単位】
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	●知的障害者教育 【2単位】 ●肢体不自由者教育 【2単位】 ●肢体不自由者教育の理論と実際 【2単位】 ●病弱者教育 【2単位】
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	●知的障害者教育総論 【2単位】
なる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	●視覚障害者教育総論 【1単位】 ●聴覚障害者の言語障害指導 【1単位】 ●重複障害者教育総論 【1単位】 ●発達障害者教育総論 【2単位】
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		●特別支援教育実習指導 【1単位】 ●特別支援教育実習 【2単位】
26 単位以上修得		計 26 単位必修